ウェーバーのゲマインデ論

----その国家論的側面----

中 村 孝 文

I はじめに

官僚制化と個人の自由の問題、これこそ終始ウェーバーを悩ませ続けたアポリアであった。これは中央集権的国家権力対個人の自由の問題として具体化され、集権と分権との関係はいかにあるべきかという制度論的問題へと後期ウェーバーを導いていった。この関係を明らかにすること、さらにそれをウェーバーのナショナリズム¹¹と整合的に関連づけて説明し、彼の国家像を浮彫りにすること、これが以下の課題である。

主として『経済と社会』Wirtschaft und Gesellschaft 第2部第9章にあたる「支配の社会学」に依拠しつつこの課題を考えてゆきたい。「支配の社会学」は周知の通り、第1節の「支配の諸構造形態と諸機能様式」にはじまり「正当性支配の3つの純粋型」および官僚制的支配、家父長制的支配、家産制的支配、カリスマ的支配等についての各節を経て「ゼクテ」についてふれられ、そして「非正当的支配(都市の類型学)」 Die nichtlegitime Herrschaft (Typologie der Städte) と題された第7節、「国家社会学」とよばれる第8節をもって終わる。この構成をみて気付くことは、正当なる支配が論じられた後に、「ゼクテ」「都市」といった2つの相補う非正当的な支配の型が置かれている点である。それら両者はともにウェーバーの中では「ゲマインデ」Gemeinde なる共通の語で括られている。後者である都市がゲマインデの第1のカテゴリーをなし、前者がそれの第2のカテゴリーをなす。第1のそれは「都市ゲマインデ」Stadtgemeinde とよばれ、第2のそれは「宗教的意味でのゲマインデ」

die Gemeinde im religiösen Sinn (以下「宗教的ゲマインデ」とする) とよばれる。

この「共同体」もしくは「地方自治体」と訳されるゲマインデなる語は、ウェーバーの中でいかなる意味に使われているのだろうか。正当なる支配といかなる関係にあるのであろうか。まず第1にその概念、次いでその歴史的変容のしかたとその結果、最後にウェーバーがゲマインデに与えた評価を明らかにすることを通してこれらの疑問点に答えてみたい。このような問題のたて方が目指すところは、ウェーバーの中で国家権力とゲマインデおよび個人はいかなる関係にあるかという点を明らかにすることである。したがってそれは、彼の国家論の構造がいかなるものであるかを明らかにすることを意図したものであるといってよい。以下はそのような視座から理解されたウェーバーのゲマインデ論である。

II ゲマインデの概念

『経済と社会』第1部第2編第3章第2節の「近隣共同体,経済共同体およびゲマインデ」Nachbarschaftsgemeinschaft, Wirtschaftsgemeinschaft und Gemeinde において、ウェーバーはゲマインデの語を次のように定義する。ゲマインデとは「近隣者の大多数を取り込んだ政治的なゲマインシャフト行為 Gemeinschaftshandeln に関連してはじめて完全な意味で確立されるような構成体 Gebilde である。」ゲマインシャフト行為を「主観的に意味をもって sinnhaft 他の人々の行動と関係させられている」人間の行為である⁽⁴⁾と解するならば、ゲマインデが成立する前提にはそれがなければならない。ゲマインデは一般的に言って団体 Verbandの下位概念である。それは、それゆえに、団体の秩序を維持しようと意図するゲマインシャフト行為によらなければ存続しえない。またゲマインデは自発的に構成されるという性質をももっているがゆえに、個々のゲマインシャフト行為は、ゲマインデを維持しうるためには自発性をもって積極的にそれにかかわっていなければならない。このようなゲマイ

ンデ論が詳しく展開されている部分が、先に上げた『経済と社会』の中の「都市の類型学」と題された部分、および「宗教社会学」と題された第1部第2編第10章とそれに関連した「支配の社会学」中のゼクテに関する部分である。そこでまずはじめに前者によりつつゲマインデの概念を整理し、次に都市ゲマインデについて考えてみよう。

「都市の類型学」でウェーバーが意図していることは、世界のあらゆる地域における都市を比較考察しつつ、彼の問題関心である西洋諸都市の独自性を描き出すことである。その際西洋諸都市の他の地域の諸都市に対する独自性は、そのゲマインデとしての性格にあったことが描き出されている。それでは都市がゲマインデとなりうるためには、いかなる条件が必要とされるのであろうか。ウェーバーによれば、それは(1)防禦施設をもつこと、(2)市場をもつこと、(3)自分自身の裁判所をもち、かつ部分的には自分自身の法をもつこと、(4)団体 Verband の性格をもつこと、(5)少なくとも部分的には自律性 Autonomie と自首性 Autokephalie とをもっていることである。

以下の論点にとって重要な条件は(4)と(5)である。そこでまず,団体の概念を簡単に整理しておこう。団体の概念はウェーバー自身にあってかなりの幅をもって使用されているが,ここでは(1)対外的に閉鎖されていること,(2)内部秩序の維持が,それを目的とする特定の個人(一人の指導者,場合によっては行政幹部 Verwaltungsstab)の独特な行為によって保証されていること,という 2 つの条件を備えた社会関係 soziale Beziehung を団体と呼ぶことにしよう。

団体はさらに、自首的 autokephal—他首的 heterokephal,自律的 autonom—他律的 heteronom という2組の指標を導入することによって個別に性格づけることが可能となる。たとえば国家は自首的かつ自律的団体であり、その国家に従属している単なる行政区は他首的かつ他律的であるということになる。この中間にさまざまな多様性を伴った団体が相互移行的に存在しているといってよい。この指標を使ってゲマインデを位

置づけるならば、それは国家と同様に自首的かつ自律的団体であること になる。その典型的な存在は古代ギリシアのポリスにみることができる。

さらに別の2つの指標を導入するとき、国家とゲマインデは異質の団 体として分類することが可能になる。それは団体の秩序維持を目指す法 規範の形成のしかたによる分類である。すなわち法規範が団体の Herr または上級機関によって,すなわち全員一致によらずに「上から」授与 Oktroyierung されるか、あるいは団体の構成員の自由な合意によってい わば「下から」協定 Paktierung されるかによって、国家とゲマインデ とは区別されうる。ウェーバーは授与にもとづく法形成が行なわれる場 合を、社会学的意味ではアンシュタルト Anstallt とよび、協定による法 形成が行なわれる場合を結社 Verein とよぶ。後者は法学的にはコルポラ ツィオーン Korporation と名付けられている。結社あるいはコルポラツ ィオーンの特徴は、それが自治を行なうという性格、すなわち自治団体 としての性格をもっていることである。それゆえ常にアンシュタルトと 対抗関係に立つものである。後者は近代国家と教会をその典型とし、前 者は都市とゼクテである。ここでは都市についてのみ考え、ゼクテにつ いては後で論じよう。特に近代国家との関連で取り上げられねばならな いのは、中世諸都市の場合である。

都市の性格は地域・時代によって多様である。けれども都市市民層 die Stadtbürgerschaft の存在・非存在に注目して分類するならば、大きく分けて3種に類別できる。1.非西洋型、2.古典古代型、3.中世型がそれである。西洋的意味での都市市民層は、ウェーバーに従うなら都市外のゲマインシャフト、たとえばジッペ(氏族) Sippe から個人が析出されてはじめて存在しうる。非西洋型の場合、都市住民は原則として伝統的ジッペの所属員として存在しており、統一性的な都市市民層とはなりえなかった。したがってそこには都市ゲマインデを特徴づける自治行政はみられなかった。このことは原則的にはポリスの場合にもあてはまる。そこでも依然ジッペの絆は残存していた。ローマのシュノイキスモスでさ

え、ジッペを基礎に行なわれたのであった。つまり非西洋諸都市に比べて弱いとはいえ、古典古代型においても依然としてジッペの連合体という性格を残していた。

ジッペに代表されるような伝統的団体形態がはじめて失なわれるのは、中世北方における建設都市の場合であった。そこでは市民は個々人として als Einzelner 市民宣誓を行ない、個々人として都市の住民となった。その結果彼らは都市という地域団体に個人的に所属しているということによって、市民としての人格上の法的地位を保障されていたのである。すなわち中部および北部ヨーロッパの中世諸都市は、個々の市民の連合 eine Konföderation der einzelnen Bürger という性格を有していたのである。そこにはじめて統一的身分としての都市市民層が出現したのであったが、このような都市が結社すなわち法学的意味でのコルポラツィオーンであった。このようにコルポラツィオーンとしての都市ゲマインデは、伝統的絆から解放された都市市民層の存在を俟ってはじめて成立することが可能となったのである。

このようなジッペの絆を解体するのに与かって力があり、それによって都市において大きな役割を担ったのがキリスト教であった。ウェーバーによればキリスト教の担い手はその高揚期においては常に都市の市民であり、その意味でそれは、都市的・市民的な宗教であり続けた。ウェーバーの著作全体におけるキリスト教のもつ意義の大きさについては改めて言及するまでもないが、ゲマインデを論ずる場合にも先の近隣的団体としてのゲマインデとは別に、先に述べた通り、第2のゲマインデのカテゴリーとして宗教的な意味でのゲマインデを論じている。「宗教社会学」Religionssoziologie の第5節「ゲマインデ」において展開されているのがそれである。この宗教的ゲマインデもその成立の基盤はやはり都市であった。すなわち都市内部におけるジッペの相対的弱体性こそが、その成立を促したのであった。

それでは宗教的ゲマインデはいかにして成立しうるのであろうか。ま

ずはじめに言えることは、「預言の日常化の産物」としてそれが成立することである。すなわち成功した預言者は「永続的な助言者」を得るのが普通であるが、彼らが排他的でかつ明確な権利義務関係を伴う継続的組織形成Vergesellschaftungを行ない、個々の信徒が積極的にそれに働きかけている場合に宗教的ゲマインデの成立が確認される。

この場合の宗教的ゲマインデは、アンシュタルトとしての教会と対抗 関係にある一種の結社であるといってよい。それは1つの地域性をもっ て形成されるものではあるが、その性格からして単なる教区 Parochieと は区別されねばならない。それがますます団体としての性格を備え、自 治を確立し、ますます教会に対して対抗的位置に立つような傾向を有し てくるとき、信徒の自発的結社としてのゼクテが成立する。このような ゼクテの特質は、個々の地域的ゲマインデの閉鎖的な組織体形成をその 基盤として成り立っている点にありながらも、個々人のそれへの加入は 自発的になされる契約 Vertrag によってはじめて決定されるのである。 ウェーバーによればゼクテは次のように定義される。「ゼクテとはその意 味と本質からして必然的に普遍性を断念せざるをえず、必然的にその成 員の完全に自由な合意にもとづかざるをえないような宗団 die religiöse Gemeinschaft のことである。ゼクテがそうならざるをえない のはそ れが1つの貴族主義的構成体 Gebilde であり、宗教的にみて完全な有資 格者の、また彼らのみの結社であろうとするからである。」この定義から 明らかなように、ゼクテは宗教的ゲマインデの極限形態であるというこ とができる。それゆえゼクテにおいてはその独立性は徹底され、無条 件のゲマインデ主権の原理 das Prinzip der unbedingten Gemeindesouveränität が生まれてくるのである。

以上において、ウェーバーのゲマインデの概念を都市ゲマインデ=中世中部・北部ヨーロッパ諸都市と宗教的ゲマインデ=ゼクテとに分けて 考察してきたが、そこで明らかになったことは、ゲマインデが結社とし ての、あるいはコルポラツィオーンとしての性格を有する団体となるため には、常に団体としての閉鎖性だけでなく構成員の自発的かつ積極的ゲ マインシャフト行為がなければならないということであった。言い換え れば、たとえそこにケルペルシャフトとしての行政機関が存在している としても,ゲマインデ内部はゲノッセンシャフト的な精神で満たされて いたのだった。しかしながらそのような存在も、近代国民国家の出現に よって必然的に変容を蒙らざるをえなかった。

Ш ゲマインデの変容と市民層

前章においてウェーバーによる都市の比較研究が、非西洋、古典古代、 中世という3つの分類に従って行なわれていることを述べた。しかし実 際には中世諸都市もさらに南欧型と北欧型とに分類される。そしてさら に北欧型もその典型的形態としてのイギリス型と、それとは異なる大陸 型とに分類できる。ゲマインデの変容について述べるにあたって最も重 要なことは、中世都市のそれぞれの型のあいだでの相違を明らかにする ことである。すなわち、近代国家としてのイギリスを支えるイギリス型 都市の近代国家成立に対する意義について明らかにすることが本章での 中心的論点とならざるをえない。しかしながらその前提作業として,古 典古代都市の変容と中世都市の変容とのそれぞれの過程の相違を確認し ておくことが必要であろう。

古代においても中世においても都市の形成に決定的影響を与えたの は商業であった。そして商業に携わる機会を求めて 貴族も都市に居を 定めるようになるのである。彼らのみが積極的かつ能動的な都市の構成 **員として権力を握っており、それ以外の人々はただ服従することを義務** づけられていた。けれどもウェーバーによれば、純軍事的事情から被支 配者が武装せざるをえなくなると,そこに名望家支配が打破される必然 性が生まれてくることになる。たとえばイタリアではポポロ Popolo の 団体が政治的なものとして現われ、名望家支配に対抗していったのであ る。彼らは,史上はじめて非正当なる官吏であるという意識をもったカピ

ターノ・デル・ポポロ capitano del popolo = Volkshauptmann のもとに、コムーネ内部の「国家内国家」として「意識的に非正当的で革命的」政治行動を試みた。このような過程をたどって「門閥都市」Geschlechterstadt はしだいに「平民都市」Plebejerstadt へと移行していくことになる。「平民都市」の絶頂期に都市のゲマインデとしての独立性もその頂点に達した。しかしその後都市は衰退期を迎え、都市の自由は終焉するに到る。この終焉の方向が古代都市と中世都市では決定的に異なった。古代都市の場合、都市の自由は官僚制的に組織された世界国家のうちに解消することになる。このことが結局古代資本主義を押し潰してしまうことになったが、それと同時に政治的にみてより重要な点は、あの古代エジプトのように「隷従の容器」das Gehäuse der Hörigkeit が作り上げられたことである。

それに対して中世都市の辿った方向は全く異なっていた。すなわち近代における国家の発展が古代の世界国家という形をとらず、一定の地域性を有する国民国家 nation-state という形をとったことによって、両者は決定的に区別されることになるのである。ウェーバーの定義に従えば「国家とはある一定の領域内で正当な物理的暴力行使の独占を実効的に要求する人間共同体である」ということになり、それ以外の「正当な物理的暴力行使」を行なう団体をいっさい認めない。近代国家の発展はまさに他の団体からのこの物理的暴力手段の簒奪の過程であった。

さて中世諸都市の中にあって南欧型諸都市はそのゲマインデとしての独立性の強さから、近代国家の中に組み込まれることが北欧型諸都市に比べて比較的弱かった。すなわちそこでは軍事的能力という意味での政治的独立性を依然として都市が保有し、近代国家の抬頭に対抗しえたため、北欧型諸都市に比して相対的に国家権力からの独立性を保持し続けた。他方北欧型諸都市は当初から相対的に独立性は弱く、近代国家の成長に伴って容易に「国家からの権限委譲によって国家の任務の一部を果たす地方団体 Gemeinde 2 へと変容を遂げることになった。ここでウェ

ーバーによるゲマインデのこのような用法に注目しておくことが重要で ある。すなわちⅡ章でみた通り、典型的なゲマインデとして古代のポリ スが考えられていたが、同時にこのような「地方団体」としての意味に おけるゲマインデの用語も使用されている。近代国家の発展に伴うゲマ インデの歴史は、前者と同じく独立性を有する都市ゲマインデがそれを 残しつつも、他律的・他首的地方団体の方向へと変容していく過程であ るとみることができるのである。ともあれこのような特徴を最もはっき り示しているのがイギリスの都市の場合である。次にこのことにふれつ つ近代国家の成立と、それに並行して進んでいったゲマインデの変容と その結果とについて考えてみよう。

そもそもイギリスにおいては、当初から個々の都市がイタリア諸都市 に最もよくみられるような政治的・軍事的独立性を有していなかった。 すなわち、大陸における都市の発展とイギリスのそれとの相違は、後者 においては地域団体的なゲマインデ概念 der gebietskörperschaftliche Gemeindebegriff が成立しなかったか、もしくはその性格が弱かったと いう点にある。この理由はイギリスでは国王による行政権力が決して 破られたことがなかった事実による。けれどもウェーバーのみるところ では、フランスとの間に戦われた 100 年戦争(1339-1453)の影響により 統治能力に低下がみられた結果、それを補うものとしてチェーダー王朝 期に生まれたのが治安判事 Friedensrichter 制度であった。この制度の 担い手が「一定の最低限の地代収入の資格を満たし、騎士的な生活を送 っている土地所有者層:すなわちジェントリー層であった。それと同時 に、都市市民層の経済力が行政の財政的基盤として必要とされたことか ら、彼らの勢力も増大していった。その結果都市市民層は単に都市のレ ベルを超えた政治的影響力を持つに到り、議会はその足場として重要な 役割を担った。ここに「超地方的・国民的な市民身分」ein interlokaler、 nationaler Bürgerstand が歴史上はじめて出現するのである。彼らは治 安判事たるジェントリーの支配に合流し、「自治」self-government の担

い手として、その経済的・精神的基礎を提供することになった。

以上みてきたように北欧型諸都市の場合,国家権力によるゲマインデからの権力の簒奪過程は、ゲマインデを独立団体から国家アンシュタルトの一部と化する過程であったが、それはイギリスで典型的にみられたように「超地方的・国民的な市民身分」の出現をもたらし、彼らに支えられた議会の地位の強化と、「一切の地方行政機関を実際上ほとんど無意味なもの。とするような地方自治の発展をもたらしたのであった。

このようにして都市ゲマインデは変容していったのであるが、歴史上それと並んで大きな役割を果たしたのが宗教的ゲマインデとしてのゼクテであった。 ゼクテはII章で述べた通り自発的団体 voluntaristischer Verband であり、教会からの分離・対立そして自律を主張する。ウェーバーによれば、このようなゼクテは以下のような特徴を有するとされている。1.有資格者の結社 Verein であること。2.自由意志による加入。3.ゼクテ自身の責任にもとづく構成員のリクルートメント。4.構成員の平等。5.自治による内部規律の維持。6.外部に対する自律性の要求。この組織原理の起源は1523年ないし24年のチューリッヒの再洗礼派に求められる。彼らは真のキリスト者のみにしか参加を認めない「信者の教会」の原則を最初にはっきりとうち出した人々だったからである。上記の特徴からもうかがえるように、ゼクテの仲間 Sektengenossen の間には極めて強い人的つながりが存在すると同時に、外部的には極めて貴族主義的であった。このようなゼクテが核となってより大きなゲマインデが生まれてくることになるのである。

1904年にトレルチらとともに行なったアメリカ旅行でウェーバーは 多種多様なクラブの存在を目のあたりにすることになったが、その精神 上および組織原理上の源流はゼクテにこそあるとみなすのである。すな わちゼクテは「現世内禁欲」の担い手として、「市民的・資本主義的経 営のエートス」の形成に貢献するとともに、みずからも産業資本主義の 発達と世俗化の進行に伴って変容を遂げていったのである。ウェーバー がアメリカで見たものは、すでに変容を遂げ、当初の純粋な宗教的自覚 のもとに形成されたゼクテではなく、その成員となることによって社会 的信用を得ることを目的とした団体たるクラブであった。けれどもそれ は本来の貴族主義的な性質を残していたものであったがゆえに、社会の あらゆるレベルへの影響力を保持し続けた。こうしてアメリカではゼク テの宗教上の機能は失われてしまったが、かってそれらに浸透していた 諸関係の直接的分枝であり、その痕跡である身分的貴族化の傾向をもっ た自発的結社としての多種多様なクラブがアメリカ人の全生涯について まわっていると、ウェーバーは考えたのであった。そしてこのようなク ラブの存在、それによって支えられる自発的団体の混成物としての社会 こそが、アメリカの民主主義の土台を形づくるものであるとウェーバー は主張するに到るのである☆

都市ゲマインデの変容による国民的規模での市民の形成と地方自治、 宗教的ゲマインデの変容による社会の多元化、このような過程を経て成 立した近代ヨーロッパ市民社会の特質こそ,地域・国家の相違によって強 弱はあるにしろ、ヨーロッパ政治社会の構成原理として共通性をもって 見出されるものであるといえよう。

□Ⅳ ゲマインデ論の位置づけ

これまで主として『経済と社会』および『宗教社会学論集』に依拠しつ つ、ウェーバーにおけるゲマインデの概念を明らかにし、その歴史上で の変容とその結果とについて述べてきた。そこで明らかになったことは, 自首的かつ自律的ゲマインデがいわゆる「国家による簒奪」の過程を経 て、自首的ではあるが他律的な地方団体(地方自治体)としてのゲマイン デとなり、近代国家の一部へ組み込まれていく中から市民層の全国家的 規模での出現が結果したということであった。このようにして出現した 市民層は当然、個人主義的思想の担い手であった。しかし一方で彼らは、 もう1つの宗教的ゲマインデの変容によってもたらされた社会の多元化

という歴史の流れと合流することによって、個人主義を基盤としながら、 しかも結合することを通して、新しく自発的小集団の多元的・並立的に 存在する市民社会の構成員として歴史上に登場してきたのであった。

それでは一体、ウェーバーの政治思想の中でこのようなゲマインデ論はいかなる位置を有しているのであろうか。本章で扱われる課題はこの点であるが、それを明らかにするためには具体的問題状況に直面した彼の発言の中からゲマインデに関する言及を取り上げ、その発言のもつ意義に検討を加えてみる以外に方法はないであろう。しかしそのためには前提作業として、ウェーバーの危機感を終始かきたてていた問題が何であったのか明らかにされればならない。

すでにウェーバーは1904年の第一次ロシア革命に際し、あらゆる種類 の「中央集権主義」Zentralismus に対し反対の立場を表明している。プ ロイセンやロシアに代表されるような「官僚主義的 bürokratisch 中央集 権主義」のみならず、早くも革命の行く末に待ち構えているのを見抜い ていた「ジャコバン的 jakobinisch 中央集権主義」にも反対していたの であった。すなわちいかなる種類のものであれ「中央集権主義」による 統治は、国家の向かう方向を決める権限を事実上一部の人々の手に譲り 渡すとともに、大多数の人々を政治的に無力な状態のままに置くことを 意味するからである。このことの恐しさを第一次大戦に際しての早期講 和論者であるウェーバーは,ヴィルヘルム2世の統治の中に見て取って いたのであった。こうした状態の永続化は国家と個人の生存にとって危 険であるばかりでなく、「官僚制化」Bürokratisierung という歴史の流 れが押し止めようもなく個人の生活のすみずみまで浸透し、「「個人主義 的な』活動の自由」die dindividualistische Bewegungsfreiheit きます ます奪っていくことを意味していた。この事実こそウェーバーの最も恐 れていた現象であった。しかもそれは刻々と勢力を増しながら「鉄の檻」 を完成させつつあり、世界は「規則人」Ordnungsmenschen で満たされ ようとしているようにみえた。この事実に何を「対抗させる」entgegensetzen か、これこそウェーバーがみずからに解決を迫った課題であった。 それではウェーバーのこのような基本的問題設定に対して、先のゲマ インデ論はいかなる関係をもっているのであろうか。彼の発言をいくつ か取り上げて考えてみよう。まず第1に1907年10月の「社会政策学会」 での発言にふれてみよう。ここで彼は「ロシア型の警察的態勢」が「他 の諸国民のすでにかちとっている程度の国内における自由」の実現を妨 げるものであるとして、「広範な大衆を自治体の活動 Gemeindeleben に 参加させてゆく」ことの必要性を強調している。そしてこのことは彼に とってドイツの国民が「ここ数年のあいだになくしてしまった世界にお ける地位を回復する」ための必要条件なのであった。ここにみられる主 張は、言ってみれば、彼の「参加」の思想が離れ難くナショナリズムの 思想と結びついていることを表わしている。彼のナショナリズムの特徴 は、一方でドイツの対外的独立を確立することを意図したものであると 同時に、他方で国内的には没落しつつある階層であるユンカー層の保有 する政治権力を国民の手に取り戻し、政策決定の基盤を拡大することを も意図したものであるという点である。つまりナショナリズムの主張は、 その裏に正当性 Legitimität を強化する意図を秘めたものであったと言

けれどもその前提として要求されるものは、権力を担うに足る政治的 能力を身につけた市民層 Bürgertum の存在であった。先に述べた通り、 このような市民層の出現が典型的に確認できたのはイギリスの場合であ った。そしてウェーバーがドイツとの対比において語る「民主的に統治 された国々」**〉**demokratisch regierte Länder ([™]である西ヨーロッパ諸国 では、すでに彼らが政治の主役として国家的規模で存在していたのであ る。そこでは彼らは自治の担い手であり、合意と異議申し立てを原則と する政治の積極的主体であった。言い換えれば、彼らは「国家からの権 限委譲によって国家の任務の一部を果たすゲマインデ」の積極的担い手 であると同時に、その批判者として、「国家の共同の主人」Mitherren

ってよいであろう。

des Staates としての自己を確立していたのだった。まさに彼らの広範な存在こそが、イギリスの場合には全ヨーロッパ大陸国家の運命であった官僚制化に陥ることを防いだとウェーバーが述べている⁶⁰ことからみても、地方自治体としてのゲマインデへの官僚制化に対する対抗勢力としての評価は大きなものがあると言えよう。

ドイツの国家的統一が強権的になされたという事実と「ビスマルクの 遺産」およびルタートゥムの影響等によって、未だイギリス的な意味で の市民層の希薄なドイツに市民層を作り出すことがウェーバーの政治的 発言の真に意図するところであった とすれば、このような学会発言と講演(「職業としての政治」)という、個別の状況に応じた2つの発言から引き出せる地方自治体としてのゲマインデへの評価を前提として、先の純理論的なゲマインデ論を振り返ってみるとき、その位置づけもおのずと 明らかになってくるといってよいであろう。実践と理論とはウェーバーの場合決して切り離しては考えられないものだったのである。こうして 地方自治体としてのゲマインデは、広範なる市民層の存在に支えられて、国家への正当性を調達しかつその統治を効率的に行なうという一面を確かに備えつつも、他面巨大なアンシュタルトと化し、中央集権化の程度をますます強めている国家権力のチェック手段としての役割をも担わされているということができるであろう。都市ゲマインデ論のもつ実践的意義は疑うべくもないのである。

次に取り上げられねばならない点は、宗教的ゲマインデとしてのゼクテの場合であるが、それが変容を蒙っていく過程でクラブ、政党等に代表される自発的結社が広範に簇生し、それによって市民社会の多元化がもたらされたことは先に述べた。それでは一体このことはウェーバー政治思想の中で、いかなる評価を与えられるべきなのだろうか。都市ゲマインデ論同様、この場合もやはり先に述べた彼の危機意識と対をなして導き出されたものであると解釈できる。というのは官僚制化という行き詰まりに対し、クルジウスへの手紙の中で次のように述べているからで

ある。「手段はただアメリカの『クラブ』、排他的な,人間の選抜にもとづ く各種団体―青少年のものも含む―。目的の如何は問わない。」 すなわ ちここに述べられていることは、官僚制化という「『個人主義的な』活動 の自由」を窒息させつつある歴史の「流れに抗して」》Wider den Storm (**) それを救い出す道を、市民社会の多元化の中に求めようというウェーバ 一の姿勢の表われであるとみてよいであろう。アメリカ旅行は彼のこの ような思想をますます確実なものとするまたとない機会だったのである。 以上みてきた通り、ウェーバーのゲマインデ論は、総じて、官僚制化 という問題状況に直面した彼の「変革」を意図した理論的作業の成果で あったとみてよいであろう。すなわち彼にとって、都市の主体的構成員 として存在していた市民層が 自治の担い手として全国家 的規模 で拡大 し、彼らによって有機的かつ多元的に構成される市民社会こそが、官僚 制化に対抗する砦であったのである。いわば市民社会こそが国家権力を 生み出す源であり,同時に国家権力に抑制を加えていく役割をも担うも のであった。このように彼のゲマインデ論を貫く視点は、近代市民社会 への評価であるとともに,同時に「機械的に化石化」Versteinerung*し てしまった現実の市民社会に対する批判でもあったのである。

最後に以上の論点との関連という視点から、「人民投票的指導者民主制」について簡単にふれておこう。確かに指導者 Führer がウェーバーの政治思想に占める位置は大きい。しかしそれをもってウェーバーの政治思想が、自由な社会の存立を否定するものとの結論に、ただちに到達できるであろうか。ウェーバーは『支配の諸類型』 Die Typen der Herrschaft の中で、カリスマ的正当性原理の「反権威主義的な antiautoritär解釈がえ」について述べ、カリスマの「証し」が被支配者の承認にもとづく場合には、その承認が正当性の根拠とみなされるようになるとして、これを「民主制的正当性」 demokratische Legitimität とよんでいる。 支配者は被支配者たちの好みによって自由に選挙され、任命され、罷免さえされる。 つまり「自由に選挙された指導者」となる。これが「人民投票

的指導者民主制」である。このように考えるならば、モムゼンが「偉大な民主主義的政治家のカリスマによる救いを余りにも一途に求めていはしまいか」として、ウェーバーの「「支配肯定的」》herrschaftsbejahend(傾向に対する懐疑」を提示し、それに対する「民主制は国民全体の関心事であり続けねばならず、少数の指導的エリートだけの関心事となってはならない」というウェーバー批判は的はずれであるといわねばならないだろう。

ウェーバーのこの提案は、大衆社会の情緒性への批判から生まれたものであり、同時に先にみた市民社会観と表裏一体をなしたものとして理解されねばならないものである。このように指導者を重視するのは、現代国家(大衆国家)がそれなしでは統治できないという彼の考えがあるからであるが、他方でその指導者は常にいわば「下から」その権力をチェックされていなければならないのである。このように「上から」の支配の側面と「下から」の参加の側面とのダイナミックな関係として、ウェーバーの国家論は統一的に理解することができるといってよいであろう。彼のゲマインデ論は前者の側面を視野におさめつつ展開された市民論、市民社会論であるとともに、国家論理解の鍵となるものであった。

ν おわりに

以上述べてきたことを簡単に整理してみよう。

- (1)都市ゲマインデは近代国家の成立に伴って、その一部である地方自 治体としてのゲマインデに変容していくが、その過程の中で市民層を国 家的規模で析出していく母体としての役割をはたした。その結果発生し た市民層は、地方自治体としてのゲマインデを支え、国家の政治に積極 的に参加してゆく存在となった。同時に地方自治体としてのゲマインデ は、国家の中央集権化を防ぐ機能をもはたしていた。
- (2)宗教的ゲマインデとしてのゼクテは近代国家によって独立性を奪われてゆくが、宗教的色彩を失ってのちも、自発的小集団を生み出す母体

となった。市民社会はそれによって多元的性格をもつに到ったのであっ た。この自発的小集団は個人主義と集団形成との媒介の場として機能し ていた。

(3)以上のような内容を含む彼のゲマインデ論は、すぐれて市民論、市 民社会論であり、彼の国家論はそのような市民論、市民社会論を基礎と して成り立っていた。その意味で彼のゲマインデ論は官僚制化という歴 史の流れに直面したウェーバーの危機感を内在させており、その視点か らとらえるとき、彼のナショナリズムは帝国主義的なものというより、 受動的国民を政治の主体へと転化することによって政策決定の基盤を拡 大し、「官僚制的中央集権化」への対抗力を作り出そうと意図したもの であった。したがってウェーバーの国家論は、いわば「支配」の契機と それに対抗する「参加」の契機との複合態として国家をとらえていると いうことができる。

けれども全く疑問点が残らないわけではない。それはこのような論理 が、相対主義、ニヒリズムと批判されることも多い彼の方法論の文脈で いかに理解されうるかという点である。今後の課題として改めて価値論 と関連づけながら国家論を論じてみることが必要となろう。

さて、以上述べてきたことからわかるように、ウェーバーのゲマイン デ論は,官僚制化という,個人を1つの小さな歯車と化してしまうよう な状況、しかも個々人がそれに同調し、「もう少し大きな歯車」となるこ としか考えられない状況⁶⁹に直面したウェーバーの抵抗の表現であった といってよいであろう。「流れに抗して」反権威主義的であること、現 状を疑う能力をもつこと、これこそ彼の意味する市民の能力であった。 「われわれが住みたいと思う土地は市民の土地であって、臣民の土地で はない」という発言。こそ彼の思想の導きの糸であり、ゲマインデ論の 展開に赴かせたものであったといってよいのではないだろうか。

(1983年5月28日)

主

- (1)「ウェーバー生誕100年記念」のシンポジウム(1964年)でのアロンの報告「マックス・ウェーバーと権力政治」「O.シュタマー編「ウェーバーと現代社会学」 (上)、1976年、165-198頁所収]参照。
- (2) Max Weber, Wirtschaft und Gesellschaft (以下 WuGと略記), S.275. (以下ページ数は Studienausgabe, 1976による。) 武藤一雄・薗田宗人・薗田担訳『宗教社会学』, 1976年, 83頁。
- (3) Ibid., S.217. 厚東洋輔訳「経済と社会集団」(世界の名著「ウェーバー」, 1975年, 所収), 565頁。
- (4) Max Weber, Über einige Kategorien der verstehenden Soziologie, in: Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, S.441. 林道義訳『理解社会学のカテゴリー』, 1973年, 36頁。
- (5) Max Weber, WuG, S.736. 世良晃志郎訳『都市の類型学』, 1964年, 42頁。
- (6) Ibid., S.26. 清水幾太郎訳『社会学の根本概念』, 1972年, 78頁。
- (7) コルポラツィオーンは、合議機関 Körperschaft を備えた自治的団体である。 Ibid., S.425. 世良晃志郎訳『法社会学』, 1974年, 205頁。
- (8) Ibid., S.738. 『都市の類型学』, 46頁。またibid., S.744. 同訳書, 83頁参照。
- (9) Ibid., S.746f. 同上訳書, 95頁以下。
- (10) Ibid., S.747. 同上訳書, 96頁。ウェーバーは「市民層」Bürgertum を1. 同じ経済的利害状況に置かれた諸階級の結合(社会階級を構成する手工業者や企業家), 2. 政治的権利の担い手としての市民層, 3. 財産と教養をもった人々Leute von Besitz und Bildung の3つに分類する(黒正巌・青山秀夫訳『一般社会経済史要論』下巻, 175-176頁)が, ここでは政治の積極的主体を意味する用語として使用する。
- (11) Ibid., S.745. 同上訳書, 85頁。
- (12) Ibid., S.746. 同上訳書, 91頁。
- (13) Max Weber, Die Wirtschaftsethik der Weltreligionen, in: Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie 〔以下 GARS と略記〕, Bd. I, S.240. 大塚久雄・生松敬三訳『宗教社会学論選』, 1972年, 38頁。また WuG, S.287. 『宗教社会学』, 112頁。
- (I4) Max Weber, WuG, S.293. 「宗教社会学」, 126-127頁。
- (15) Ibid., S.276. 同上訳書, 85頁以下。
- (16) Ibid., S.278. 同上訳書, 89頁。
- (17) Ibid., S.721. 世良晃志郎訳『支配の社会学』, 1962年, 644頁。
- (18) Ibid., S.722. 同上訳書, 646-647頁。
- (19) Ibid., S.776. 『都市の類型学』, 213頁。
- (20) 『一般社会経済史要論』, 211頁。
- (21) Max Weber, Politik als Beruf, in: Gesammelie Politische Schriften (以下 GPS と略記), S.506. 脇圭平訳『職業としての政治』, 1980年, 9頁。

- (22) Max Weber, WuG, S.788. 『都市の類型学』, 251頁。
- (23) Ibid., S.764. 同上訳書, 169頁。
- (24) Ibid., S.617. 『支配の社会学』, 265頁。また GPS, S.283. 中村貞二・山田高生・ 林道義・嘉目克彦訳『政治論集』、1982年、302頁。
- (25) Ibid., S.765. 『都市の類型学』, 170頁。
- (26) Max Weber, GPS, S.283, S.522. 『政治論集』, 302頁, 572-573頁, 『職業とし ての政治」、37頁。
- (27) Max Weber, WuG, S.618. 『支配の社会学』, 268頁。
- (28) Ibid., S.721f. 『支配の社会学』、644頁以下。
- (29) Max Weber, GARS, S.220. 中村貞二訳 「プロテスタンティズムの教派と資 本主義の精神」(世界の大思想II-7、『宗教・社会論集』, 1968年, 所収), 97頁。
- (30) Ibid., S.211. 同上訳書, 88頁。
- (31) Ibid., S.221. 同上訳書, 98頁。
- (32) Ibid., S.215, S.232-233. 同上訳書, 92頁および110頁。
- (33) Ibid., S.215, 同上訳書, 93頁。
- (34) Max Weber, GPS, S.62. 林道義訳『ロシア革命論』,1975年,78頁。
- (35) *Ibid.*, S.333. 「政治論集」, 364頁。
- (36) Max Weber, Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik (以下GASS と略記), S.414、同上訳書, 102頁。
- (37) Ibid., S.412. 同上訳書, 98頁。
- (38) *Ibid.*, S.416. 同上訳書, 104頁。
- (39) Max Weber, GPS, S.283, S.522. 同上訳書, 302頁, 572-573頁。ウェーバ 一によれば、イギリスでは「17世紀以来の指導的階層一農村の名望家と都市 市民の名望家との独特な混合である『紳士』)Gentlemen(の中から中世後期 に「自治体」〉Selfgovernment(の担い手として発展した階層」によって行 なわれる「自治」こそが「全ヨーロッパ大陸国家の運命となった官僚制化か らイギリスを守る砦となった。」
- (40) 中村孝文「マックス・ウェーバーにおける Politische Reife の概念」, 国際基 督教大学『社会科学ジャーナル』, 第21号(2), 111-132頁。
- (4) けれども忘れてならない点は、完全に「自首的」で「自律的」なゲマインデ は国民経済の計画性という面からみて不経済だとして、その面から自治に限 界を設けている点である。Max Weber, GPS, S.457. 「政治論集」504-505頁。
- .(42) W. Mommsen, Max Weber. Gesellschaft, Politik und Geschichte, Frankfurt a. M., 1974, S.86. 中村貞二・米沢和彦・嘉目克彦訳『マックス・ウェーバー』、 1977年,124頁。
- (43) Max Weber, GPS, S.64. 『ロシア革命論』, 81頁。
- (4) Max Weber, GARS, S.204. 大塚久雄・梶山力訳『プロテスタンティズムの倫 理と資本主義の精神」(下)、246頁。

- (45) Max Weber, WuG, S.155ff. 世良晃志郎訳『支配の類型学』, 1970年, 138頁以下。
- (46) W. Mommsen, op.cit., S.71, 「マックス・ウェーバー」, 90頁。
- (们) このことはウェーバーの政治の定義に表われている。政治とは「権力の分け前にあずかり、権力の配分関係に影響を及ぼそうとする努力である。」Max Weber, GPS, S.506. 『政治論集』、556頁。
- (48) Max Weber, GASS, S.412. 同上訳書, 101頁。
- (49) 『政治論集』, 116頁。

MAX WEBER'S GEMEINDE --- A Side View of His Theory of the State ---

≪ Summary >>

Takafumi Nakamura

Max Weber classifies Gemeinde into two types — Stadtgemeinde and Gemeinde in religiösen Sinn. The former is typified by Medieval cities in Europe, and the latter by sect.

With the advance of modern states, Stadtgemeinde transmutes into a local autonomous body. Consequently, a stratum of the citizenry, backed by its economic power, comes into existence that is able to sway the political situation of the whole state. On the other hand, sect, from the nature of itself, made a great contribution to the pluralization of society. To these two types classified by Weber, we can trace historical sources of two features of European society in administration — the system of decentralization of authority and the pluralistic social system.

Weber made an emphatic point of the necessity of decentralization in contrast to centralization of power. He also insisted on the necessity of making society, which sustains decentralization, pluralistic. However, because he was not an anarchist, he set forth his position against decentralization carried to the full extreme and touched upon the necessity of political power as well.

We can conclude that in his theory of the state, Weber recognized both the necessity of political power and that of decentralization, and that it was on their balance that he intended to construct the state.